

第31回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成29年2月28日 開会
平成29年2月28日 閉会

浦幌町農業委員会

平成29年2月28日 第31回農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時41分

1 出席委員

1番 佐藤泰彦	2番 石森正浩	3番 高橋福一
4番 福田和己	5番 大坂有	6番 山村幹次
7番 木南和徳	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 阿部優	11番 森秀幸	12番 村岡秀樹
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長	前田 勇
事務局長補佐（振興係長）	宿院 賢一
農地係長	高橋 博勝

○議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第1号 平成28年浦幌町農地賃借料情報の提供について

日程第4 報告第2号 農地賃貸借契約合意解約について

日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第2号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

日程第7 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

日程第9 議案第5号 農地所有適格法人要件の確認について

4 議事内容 午後2時00分開会

○前田事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第31回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第1「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号2番石森委員、3番高橋委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

●日程第2 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第2「諸般の報告」について事務局長より報告をお願いいたします。

○前田事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第3 報告第1号 平成28年浦幌町農地賃借料情報の提供について

○小川議長 なければ次に移ります。日程第3、報告第1号「平成28年浦幌町農地賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○前田事務局長 報告第1号。平成28年浦幌町農地賃借料情報の提供について、農地法第52条の規定に基づき、平成28年の浦幌町内の農地賃借料情報の提供について報告する。平成29年2月28日、浦幌町農業委員会会長。記、1. 浦幌町内の農地賃借料情報 別紙による。ページをめくっていただき、別紙をご覧ください。平成28年1月1日から12月31日までに締結(公告)された農地の賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は次のようになっています。ということで、上浦幌、中浦幌、下浦幌と地区別に表のとおりとなっております。金額は100円未満を四捨五入し、100円単位で表示しています。また、参考までに皆さんのお手元に配付しています別表には、昨年の金額等をカッコ書きし、比較できるようにお示ししていますので、ご参照願います。なお、このことにつきましては、来月27日発行の広報うらほろに掲載するとともに、町HPにも掲載して参りますので、よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは質疑が無いようですので、報告第1号は報告のとおりといたします。

●日程第4 報告第2号 農地賃貸借契約合意解約について

○小川議長 続きまして、日程第4、報告第2号「農地賃貸借契約合意解約について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 報告第2号。農地賃貸借契約合意解約について。農地法第18条第6項の規定により、次のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。平成29年2月28日提出。浦幌町農業委員会会長。賃貸人は、合流に住所を有する方。賃借人は、合流に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成23年3月31日に賃貸借されましたが、平成29年1月

23日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは質疑が無いようですので、報告第2号は報告のとおりといたします。

●日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第5、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買1件の所有権移転案件と賃貸借5件と使用貸借1件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議をいたします。それでは、はじめに所有権移転案件について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第1号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成29年2月28日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件1件、賃貸借案件5件、使用貸借案件1件でございます。

番号32番、譲渡人は、帯広市に住所を有する方。譲受人は、幾千世に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、2筆合わせまして6,322平方メートルです。契約の種類は、売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、普通財産を売却処分するため。譲受人は、農地として使用している土地のため、売り払いを受けるものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案2ページめくっていただき、3条番号32の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の廣富委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○廣富委員 番号32番につきましては、只今事務局の説明のとおり、農地として使用していた土地のため売り払いを受ける内容であり、2月12日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。

○小川議長 はい、ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号32番について採決をいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号32番については、原案のとおり決定いたしました。次に利用権設定案件について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号33番、貸主は、川上に住所を有する方、借主は、栄穂に住所を有する方です。

土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、8筆合わせまして、72,133平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年3月1日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、営農を停止するため。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号34番、貸主は、合流に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、9筆合わせまして、232,582平方メートル、実耕作面積は、75,000平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年3月1日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、経営規模縮小するため。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号35番、貸主は、常豊に住所を有する方、借主は、常豊に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、15筆合わせまして、67,943平方メートル、実耕作面積は、50,834平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年3月1日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農業経営基盤強化促進法による賃貸借期間満了に伴い再度貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号36番、貸主は、幾千世に住所を有する方、借主は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、78,815平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年3月1日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、経営規模縮小するため。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号37番、貸主は、幾千世に住所を有する方、借主は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、2筆合わせまして、67,348平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年3月1日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、経営規模縮小するため。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号38番、貸主は、合流に住所を有する方、借主は、合流に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、21筆合わせまして、289,800平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成29年3月1日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農業系基盤強化促進法による契約期間満了に伴い再度貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るため再度借り受けるものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案1ページめくっていただき、3条番号33以降の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号33番について、地区担当委員の佐藤委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○佐藤委員 番号33番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、2月6日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に番号34番と38番について、地区担当委員は私ですが、代わって地区担当委員長の木南委員長から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員長 番号34番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、2月17日に現地を確認して参りました。また番号38番につきましては、事務局の説明のとおり規模拡大により経営の安定を図る内容であり、2月14日に現地を確認して参りました。どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に番号35番について、地区担当委員の山村委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員 番号35番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、2月12日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に番号36番、37番について、地区担当委員の廣富委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○廣富委員 番号36番、37番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、2月5日現地を確認したところ、どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号33番から38番について採決をいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号33番から38番については、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第2号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 次に日程第6、議案第2号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○宿院補佐 議案第2号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。平成29年2月28日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する用途変更1件の内容です。議案を1枚めくっていただきますと、第2号議案説明資料として一覧表を添付しておりますので、この資料に沿って説明させていただきます。番号1番、農用地区域内から用途区分を変更する地番及び面積、地目、所有者、使用者については、資料に記載のとおりです。計画変更の目的は、使用者は規模拡大による増頭を計画しているが、既存施設では収容頭数に限界があるため、畜舎を新設するためです。用地選定理由としましては、規模拡大による肉牛の増頭を計画するに当たり、畜舎の新設を予定しているが、現農業用施設用地内では規模に見合った敷地を確保することができないことから申請地を選択しており、農用地の集団化については、74.5ヘクタールから7,345平方メートルを用途変更するもので問題はありません。農作業の支障については、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の

土地が混在する状態が発生することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはありません。土地改良施設の機能については、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。国の直轄事業との関係については、当該地は工事完成した年度の翌年度から起算して8年を経過しない国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にはなっていません。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する場合です。議案第2号の説明資料から1枚めくっていただきますと、位置図、計画変更部分図、施設配置図、平面図、矩計図、立面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議願います。なお、本、農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更については、異議がなければ、只今説明した農地転用に関する許可基準からみた意見を付して、浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに浦幌町長が変更計画の告示がなされて変更が決定となります。以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第7 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第7、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第3号。農地法第4条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成29年2月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号5番。申請人は、幾千世に住所を有する法人。申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、牛舎の建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地法第4条第6項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、農地以外のものにしようにするとあり、不許可の例外でございます。次ページ以降に資料として、位置図、施設配置図、立面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、3月23日開催の北海道農業会議常設審議委員会に意見を聴取し、回答を得てからの許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 次に日程第8、議案第4号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第4号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。平成29年2月28日提出。浦幌町農業委員会会長。議案を1枚めくっていただきまして、ご説明申し上げます。賃貸借案件1件の内容であります。

番号34番。利用権の設定等を受ける者は、貴老路に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、札幌市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして、76,061平方メートル。実耕作面積は、63,000平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成29年3月1日から平成39年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。議案次ページに番号34の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第9 議案第5号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 次に日程第9、議案第5号「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○宿院補佐 議案第5号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条並びに農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確

認要件について審議されたい。平成29年2月28日提出。浦幌町農業委員会会長。農地所有適格法人は、毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に事業状況等について農地等の所在地を管轄する農業委員会に報告することが農地法第6条第1項で義務付けられています。農業委員会は、この報告に基づき、その農地所有適格法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて確認することになっています。農地所有適格法人の要件については、農地法第2条第3項で会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。組合員・株主又は社員が農地法第2条第3項第2号イからチに規定される者でなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件の4要件が定められています。議案に記載しています16法人につきましては、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの期間に事業年度が終了した日から3ヵ月以内に提出が義務付けられている農地所有適格法人報告書が提出され、只今説明しました法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件のすべてを満たしておりますので、適と判断するものです。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。以上で本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それではこれもちまして第31回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

午後2時41分閉会